

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

事業者名:

受験者名:

【注意事項】

1. 試験時間は、50分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

北海道運輸局

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。

【 】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から運行管理者を選任しなければならない。

【 】

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

【 】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。

【 】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車の事故により十人以上の負傷者を生じた場合、当該事故があった日から三十日以内に当該事故ごとに自動車事故報告書を三通提出しなければならないが、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった場合には、自動車事故報告書を提出する必要はない。

【 】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。

【 】

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

【 】

8. 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。

【 】

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

【 】

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

【 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。

【 】

12. 事業者等は、その使用する自動車が転覆し、死者又は重傷者が生じた事故等、国土交通省令で定められている一定の事故を引き起こした場合については、24時間以内に事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないが、速報を行った場合については、事故の日から30日以内に行う自動車事故報告書の提出を省略することができる。

【 】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

【 】

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

【 】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において1年間保存しなければならない。

【 】

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

16. 乗務記録の保存期間は()間となっている。

[ア. 6ヶ月 イ. 1年 ウ. 2年]

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から()以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

[ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の要件は、()以上であり、第二種免許を取得し、その効力が停止されていないことである。

[ア. 18歳 イ. 21歳 ウ. 24歳]

19. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する()の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。

[ア. 道路運送法 イ. 道路法 ウ. 道路運送車両法 エ. 道路交通法]

20. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、()に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

[ア. 運行管理規程 イ. 就業規則 ウ. 事業計画]

21. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び()を図ることを目的とする。

[ア. 事業者の利便 イ. 従業員の利便 ウ. 旅客の利便]

22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している()適切な処置をしなければならない。

[ア. 事業者のために イ. 旅客のために ウ. 乗務員のために]

23. 「旅客自動車運送事業」とは、()に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

[ア. 自己の目的 イ. 自治体等の要請 ウ. 他人の需要]

24. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者の拘束時間は、一日()時間以内を基本とし、休息時間は継続()時間以上が必要となる。また、運転時間は二日間の平均で()時間が限度である。

ア. 六 イ. 七 ウ. 八 エ. 九 オ. 十 カ. 十一 キ. 十二 ク. 十三
ケ. 十四 コ. 十五

25. 道路運送法は()と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の()の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、()を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及び利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって()を増進することを目的とする。

ア. 道路運送車両法 イ. 供給 ウ. 公共の福祉 エ. 道路交通法 オ. 需要
カ. 事業者利益 キ. 道路運送車両法 ク. 旅客の利便 ケ. 貨物利用運送事業法
コ. 輸送の安全 サ. 性別 シ. 貨物自動車運送事業法 ス. 年齢

26. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。

自動車の使用者は、自動車の()、運行時の状態等から判断した()に国土交通省令で定める技術上の基準により、()、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検 サ. 状態
シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準 タ. 丁寧 チ. 走行距離
ツ. 乗務員のサービス テ. 継続 ト. 技術の向上

27. 一般貸切旅客自動車運送事業者が提出する下記の報告書の、報告期間と提出時期を下欄から選び、括弧内に記号を入れて下さい。

①事業報告書：報告期間()に係るもの 提出時期()
②輸送実績報告書：報告期間()に係るもの 提出時期()

ア. 毎事業年度の経過後100日以内 イ. 毎年5月31日まで
ウ. 毎事業年度の経過後120日以内 エ. 毎年7月31日まで
オ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間 カ. 毎事業年度
キ. 前年4月1日から3月31日迄の期間 ク. 前年10月1日から9月30日迄の期間

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び()の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の()に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ()に運輸を遂行するように努めなければならない。
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の()の確保のために遵守すべき事項及び()についての規律を定めなければならない。

※問28～問30 共通選択肢

- ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検 サ. 状態
シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準 タ. 丁寧 チ. 走行距離
ツ. 乗務員のサービス テ. 継続 ト. 技術の向上

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について(回答)

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。(道路運送法第12条)

【 ○ 】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から運行管理者を選任しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9)

【 ○ 】

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。(道路運送法第10条)

【 ○ 】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。(旅客自動車運送事業運輸規則第10条)

【 ○ 】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車の事故により十人以上の負傷者を生じた場合、当該事故があった日から三十日以内に当該事故ごとに自動車事故報告書を三通提出しなければならないが、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった場合には、自動車事故報告書を提出する必要はない。(自動車事故報告規則第3条)

【 × 】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。(旅客自動車運送事業運輸規則第15条)

【 × 】

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておくなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第35条)

【 ○ 】

8. 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。(道路運送法第95条、道路運送法施行規則第65条)

【 × 】

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。(道路運送法第38条)

【 ○ 】

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条)

【 × 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。(旅客自動車運送事業運輸規則第24条、運輸規則の解釈及び運用)

【 × 】

12. 事業者等は、その使用する自動車が転覆し、死者又は重傷者が生じた事故等、国土交通省令で定められている一定の事故を引き起こした場合については、24時間以内に事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないが、速報を行った場合については、事故の日から30日以内に行う自動車事故報告書の提出を省略することができる。(自動車事故報告規則第4条)

【 × 】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(道路運送法第38条)

【 ○ 】

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条)

【 ○ 】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において1年間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)

【 × 】

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、()に記入してください。

16. 乗務記録の保存期間は(**イ: 1年**)間となっている。(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)

[ア. 6ヶ月 イ. 1年 ウ. 2年]

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から(**イ: 十五日**)以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)

[ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の要件は、(**イ: 21歳**)以上であり、第二種免許を取得し、その効力が停止されていないことである。(旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令)

[ア. 18歳 イ. 21歳 ウ. 24歳]

19. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する(**ウ: 道路運送車両法**)の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

[ア. 道路運送法 イ. 道路法 ウ. 道路運送車両法 エ. 道路交通法]

20. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、(**ウ: 事業計画**)に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。(道路運送法第16条)

[ア. 運行管理規程 イ. 就業規則 ウ. 事業計画]

21. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び(**ウ: 旅客の利便**)を図ることを目的とする。(旅客自動車運送事業運輸規則第1条)

[ア. 事業者の利便 イ. 従業員の利便 ウ. 旅客の利便]

22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している(**イ: 旅客のために**)適切な処置をしなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第18条)

[ア. 事業者のために イ. 旅客のために ウ. 乗務員のために]

23. 「旅客自動車運送事業」とは、(**ウ: 他人の需要**)に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。(道路運送法第2条)

[ア. 自己の目的 イ. 自治体等の要請 ウ. 他人の需要]

24. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者の拘束時間は、一日(**ク: 十三**)時間以内を基本とし、休息時間は継続(**ウ: 八**)時間以上が必要となる。また、運転時間は二日間の平均で(**エ: 九**)時間が限度である。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第1項)

ア. 六 イ. 七 ウ. 八 エ. 九 オ. 十 カ. 十一 キ. 十二 ク. 十三
ケ. 十四 コ. 十五

25. 道路運送法は(**シ: 貨物自動車運送事業法**)と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の(**オ: 需要**)の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、(**コ: 輸送の安全**)を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及び利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって(**ウ: 公共の福祉**)を増進することを目的とする。(道路運送法第1条)

ア. 道路運送車両法 イ. 供給 ウ. 公共の福祉 エ. 道路交通法 オ. 需要
カ. 事業者利益 キ. 道路運送車両法 ク. 旅客の利便 ケ. 貨物利用運送事業法
コ. 輸送の安全 サ. 性別 シ. 貨物自動車運送事業法 ス. 年齢

26. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。

自動車の使用者は、自動車の(**チ: 走行距離**)、運行時の状態等から判断した(**オ: 適切な時期**)に国土交通省令で定める技術上の基準により、(**ク: 灯火装置の点灯**)、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。(道路運送車両法第47条の2)

ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検 サ. 状態
シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準 タ. 丁寧 チ. 走行距離
ツ. 乗務員のサービス テ. 継続 ト. 技術の向上

27. 一般貸切旅客自動車運送事業者が提出する下記の報告書の、報告期間と提出時期を下欄から選び、括弧内に記号を入れて下さい。

①事業報告書 : 報告期間(**カ: 毎事業年度**)に係るもの 提出時期(**ア: 毎事業年度の経過後100日以内**)

②輸送実績報告書: 報告期間(**キ: 前年4月1日から3月31日迄の期間**)に係るもの 提出時期(**イ: 毎年5月31日まで**) (旅客自動車運送事業等報告規則第2条及び次表)

ア. 毎事業年度の経過後100日以内 イ. 毎年5月31日まで
ウ. 毎事業年度の経過後120日以内 エ. 毎年7月31日まで
オ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間 カ. 毎事業年度
キ. 前年4月1日から3月31日迄の期間 ク. 前年10月1日から9月30日迄の期間

28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び(**ケ: 交通**)の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の(**サ: 状態**)に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあつては、この限りでない。(旅客自動車運送事業運輸規則第28条)
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ(**ス: 迅速**)に運輸を遂行するように努めなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第2条)
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の(**ア: 運行の安全**)の確保のために遵守すべき事項及び(**ツ: 乗務員の服務**)についての規律を定めなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第41条)

ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検 サ. 状態
シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準 タ. 丁寧 チ. 走行距離
ツ. 乗務員の服務 テ. 継続 ト. 技術の向上